

農用地利用集積等促進計画案

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)				賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規				更新	付替
1	大山町	住吉	中池谷西大林	523-1	畑	畑	普通畑	5,586.00	5,586.00	R6.10.1	R9.9.30	3		30,000	R6.10.1	R9.9.30	3		30,000	武田 学	②		○				①	
2	大山町	塩津	丸山	333-1	畑	畑	普通畑	1,554.00	1,554.00	R6.10.1	R9.9.30	3		7,500	R6.10.1	R9.9.30	3		7,500	武田 学	②		○				①	
3	大山町	塩津	上高塚原	1152	田	田	水田	2,930.00	2,930.00	R6.10.1	R11.9.30	5	15,000	43,950	R6.10.1	R11.9.30	5	15,000	43,950	武田 学	②		○				①	
4	大山町	塩津	丸山	332-1	畑	畑	普通畑	772.00	772.00	R6.10.1	R11.9.30	5		0	R6.10.1	R11.9.30	5		0	武田 学	②		○				①	
5	大山町	塩津	古宮	1122-1	田	田	水田	1,513.00	1,513.00	R6.10.1	R11.9.30	5		0	R6.10.1	R11.9.30	5		0	武田 学	②		○				①	
6	大山町	塩津	古宮	1122-2	田	田	水田	1,545.00	1,545.00	R6.10.1	R11.9.30	5		0	R6.10.1	R11.9.30	5		0	武田 学	②		○				①	
7	大山町	富長	平塚ナル	458-5	畑	畑	普通畑	2,206.00	500.00	R6.10.1	R11.9.30	5	8,000	4,000	R6.10.1	R11.9.30	5	8,000	4,000	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
8	大山町	富長	笹ヶ峯	490-2	畑	畑	普通畑	3,665.00	3,665.00	R6.10.1	R11.9.30	5		21,000	R6.10.1	R11.9.30	5		21,000	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
9	大山町	古御堂	水谷	704-1	畑	畑	普通畑	3,713.00	3,713.00	R6.10.1	R11.9.30	5	7,000	25,991	R6.10.1	R11.9.30	5	7,000	25,991	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
10	大山町	古御堂	水谷	704-3	山林	畑	普通畑	2,124.00	240.00	R6.10.1	R11.9.30	5	7,000	1,680	R6.10.1	R11.9.30	5	7,000	1,680	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
11	大山町	豊成	叶林	2169-6	山林	畑	普通畑	4,768.00	4,768.00	R6.10.1	R11.9.30	5		50,000/3筆	R6.10.1	R11.9.30	5		50,000/3筆	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
12	大山町	豊成	叶林	2169-7	畑	畑	普通畑	5,062.00	5,062.00	R6.10.1	R11.9.30	5		50,000/3筆	R6.10.1	R11.9.30	5		50,000/3筆	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
13	大山町	豊成	叶林	2169-15	畑	畑	普通畑	873.00	873.00	R6.10.1	R11.9.30	5		50,000/3筆	R6.10.1	R11.9.30	5		50,000/3筆	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
14	大山町	豊成	金山エゴ	2930	畑	畑	普通畑	1,524.00	1,524.00	R6.10.1	R11.9.30	5	7,000	10,668	R6.10.1	R11.9.30	5	7,000	10,668	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
15	大山町	豊成	金山エゴ	2931	畑	畑	普通畑	1,753.00	1,753.00	R6.10.1	R11.9.30	5		12,000	R6.10.1	R11.9.30	5		12,000	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
16	大山町	豊成	金山エゴ	2932	畑	畑	普通畑	1,443.00	1,443.00	R6.10.1	R11.9.30	5		10,100	R6.10.1	R11.9.30	5		10,100	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
17	大山町	豊成	金山エゴ	2933	畑	畑	普通畑	1,721.00	1,721.00	R6.10.1	R11.9.30	5		12,000	R6.10.1	R11.9.30	5		12,000	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
18	大山町	名和	岡山	511-1	畑	畑	普通畑	2,663.00	2,663.00	R6.10.1	R11.9.30	5		15,000	R6.10.1	R11.9.30	5		15,000	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
19	大山町	名和	西長者原	503	畑	畑	普通畑	1,585.00	1,585.00	R6.10.1	R11.9.30	5		0	R6.10.1	R11.9.30	5		0	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
20	大山町	加茂	渡り道	2393-1	畑	畑	普通畑	10,633.00	10,633.00	R6.10.1	R11.9.30	5		0	R6.10.1	R11.9.30	5		0	有限会社 下嶋芝生	⑥	B	○				①	
21	大山町	御来屋	古池	735	田	田	水田	969.00	969.00	R6.10.1	R11.9.30	5		玄米30kg	R6.10.1	R11.9.30	5		玄米30kg	塩谷 拓	⑥		○				①	

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替				
22	大山町	赤松	安原	2969	田	田	水田	1,460.00	1,460.00	R6.10.1	R11.9.30	5		3,000	R6.10.1	R11.9.30	5		3,000	秋田 勝美	⑥		○					①	
23	大山町	國信	近綱	1317	田	田	水田	3,034.00	3,034.00	R6.10.1	R11.9.30	5	3,000	9,102	R6.10.1	R11.9.30	5	3,000	9,102	青木 学	①	A		○				①	
24	大山町	國信	九反田	1403	田	田	水田	2,883.00	2,883.00	R6.10.1	R11.9.30	5	3,000	8,649	R6.10.1	R11.9.30	5	3,000	8,649	青木 学	①	A		○				①	
25	大山町	下市	大平ル	264-9	畑	畑	普通畑	1,445.00	1,445.00	R6.10.1	R11.9.30	5		0	R6.10.1	R11.9.30	5		0	露木 和美	①		○					①	
26	大山町	住吉	松山畑	794-2	畑	畑	普通畑	455.00	455.00	R6.10.1	R16.9.30	10		0	R6.10.1	R16.9.30	10		0	株式会社 andAgri	①	B,C	○					①	
27	大山町	住吉	松山畑	794-3	畑	畑	普通畑	287.00	287.00	R6.10.1	R16.9.30	10		0	R6.10.1	R16.9.30	10		0	株式会社 andAgri	①	B,C	○					①	
28	大山町	名和	東馬郡	2227	田	田	水田	1,654.00	1,654.00	R6.10.1	R16.9.30	10		0	R6.10.1	R16.9.30	10		0	吉田 直克	⑥		○					①	
29	大山町	御来屋	西袋	625-1	田	田	水田	1,467.00	990.00	R6.10.1	R16.9.30	10		0	R6.10.1	R16.9.30	10		0	吉田 直克	⑥		○					①	
30	大山町	御来屋	馬郡	1590	田	田	水田	1,568.00	1,568.00	R6.10.1	R9.9.30	3		0	R6.10.1	R9.9.30	3		0	谷 信明	①	A		○				①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。